

## 指定予定者の選定結果について

担当課：健康福祉部地域福祉室障害福祉課

施設名
伊丹市立口腔保健センター
所在地：伊丹市昆陽池1丁目40番地

上記施設では、現指定管理者の指定期間が令和4年11月27日に満了することに伴い、次期指定管理者となる団体（指定予定者）の選定を行いました。

選定結果の概要は、以下のとおりです。

選定団体（指定予定者）	
名称	一般社団法人 伊丹市歯科医師会
代表者	会長 森田 健司
所在地	伊丹市昆陽池1丁目40番地
指定期間（予定）	
令和 4年11月28日 から 令和 7年3月31日 まで（2年4ヵ月3日間）	
選定方法（公募・非公募の別）	
非公募	
選定理由	
<p>障がい者のうち一般の歯科医院において診療が困難な者の歯科診療、歯科保健相談その他の口腔保健に関し必要な事業を行うことにより、市民の健康の保持増進を図るため、指定管理施設の事業として、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①障がい者のうち一般の歯科医院において診療が困難な者の歯科診療及び歯科保健の指導に関すること。</li><li>②歯科保健相談及び歯科検診等に関すること。</li><li>③歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発に関すること。</li></ol> <p>が挙げられます。</p> <p>これらの施設の事業を市の特定施策である「障がい者の地域生活支援体制の整備」と一体的に進めることで、施設の設置目的や市の実施施策をより効果的、効率的に達成することができます。</p> <p>また、この団体が「歯科医道の高揚及び歯科医学の進歩発展並びに公衆衛生及び歯科保健の啓発と普及向上を図ることにより、国民の保健と福祉を推進し、もって地域社会の健全なる発展に寄与すること」を目的として設立された団体であることから、当該施設の事業をもっとも適切に運営できるものと認められます。</p> <p>以上のことから「伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第7条第1項第2号により、当該団体を指定予定者として選定します。</p>	

指定予定者として選定された団体につきましては、市議会での議決を経て、正式に指定管理者として指定します。